



福井県犯罪被害者等生活支援金のご案内

○ 犯罪被害者等生活支援金とは

この支援金は、福井県犯罪被害者等支援条例（※1）に基づき、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、県から給付されるものです。犯罪被害者等生活支援金は、「遺族生活支援金」と「重傷病生活支援金」があります。

○ 制度の目的

生活支援金を給付することにより、被害直後から直面する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するとともに、日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的としています。

※1 福井県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等の被害の早期回復又は軽減及び生活の再建を図り、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として制定されました。（令和3年4月1日施行）

○ 対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪が対象となります。

例：殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ、危険運転致死傷 等

※ 窃盗や詐欺などの財産犯や、過失運転致死傷などの過失による犯罪は給付の対象外となります。

○ 給付対象となる方

遺族生活支援金及び重傷病生活支援金は、以下に示す各支援金の「給付を受けられる方」の条件に当てはまり、かつ、前年（前年が未確定の場合は前々年）の合計所得金額が300万円未満の方が給付対象となります。



遺族生活支援金

○ 給付額

60万円

○ 給付を受けられる方

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪被害を受けた日において福井県内に住所を有する第一順位遺族（※2）となる方



※2 第一順位遺族

犯罪被害者の

1 ①配偶者

2 生計維持関係のある②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

3 2に該当しない⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

のうち最も数字の小さい遺族をいいます。

重傷病生活支援金

○ 給付額

20万円

○ 給付を受けられる方

犯罪行為により重傷病（※3）を負った犯罪被害者であって、犯罪被害を受けた日において福井県内に住所を有する方



※3 重傷病

犯罪行為による負傷又は疾病の療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上（精神疾患である場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、3日以上）の労務に服することができない程度を要すると医師が診断したものをいいます。

○ 申請方法

各生活支援金の給付を申請する場合は、各申請書に必要な書類を添えて、下記の申請・相談窓口に提出してください。

給付対象者が未成年者又はやむを得ない事情により自身で申請を行うことができない場合は、代理人が申請することができます。

◎ 申請・相談窓口

福井県警察本部 県民サポート課被害者支援室
〒910-8515 福井市大手3丁目17-1
TEL0776-22-2880（内線 2691、2692）

○ 申請に必要な書類

遺族生活支援金

- ・ 「福井県犯罪被害者等生活支援金（遺族生活支援金）給付申請書」
- ・ 「福井県犯罪被害者等生活支援金（遺族生活支援金）受給代表者決定申出書」
- ・ 添付書類（死亡診断書、住民票の写し、戸籍謄本又は抄本 等）

重傷病生活支援金

- ・ 「福井県犯罪被害者等生活支援金（重傷病生活支援金）給付申請書」
- ・ 添付書類（医師の診断書、住民票の写し 等）

資力要件に係る書類（共通）

- ・ 給付対象者の合計所得金額を証明する書類
（市民税・県民税（所得・課税）証明書 等）



※ 上記添付書類は一例を示したものです。
申請書や必要な添付書類について、詳しくは申請・相談窓口にご相談ください。

○ 給付の申請期限

犯罪被害の発生を知った日から2年又は犯罪被害を受けた日から7年を経過したときは、申請することができません。

※ 重傷病生活支援金の給付を受けた方が当該犯罪被害が原因で死亡し、遺族生活支援金の給付を受ける場合は、犯罪被害者が死亡した日から2年を経過したときは、申請することができません。

※ 犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されるなどやむを得ない理由により申請期限を経過したときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り、申請をすることができます。

▽ 給付されない場合

以下の条件に当てはまる場合は、遺族生活支援金及び重傷病生活支援金を給付することができません。

- ・ 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病生活支援金を受給する立場にある場合又は犯罪被害者が18歳未満であった第1順位遺族を監護していた場合はこの限りでない。
- ・ 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- ・ 犯罪被害者が、暴力団、暴力団員のほか、暴力団等と密接な関係を有するとき。
- ・ その他生活支援金を給付することが社会通念上適切でないとき。

